

3.1 生徒心得

1 基本的な生活態度

- 一 健全な心身を養おう。
勉学と部活動を通して、心身を鍛練する。
- 二 主体性を確立しよう。
なにごとにも目的意識をもって、積極的に活動する。
- 三 個性を尊重しよう。
他人の個性を重んじ、それぞれ自己の個性を伸長する。
- 四 集団規律を確立しよう。
集団の一員として、時間を守り、規律と責任ある行動をとる。
- 五 交通道徳を守ろう。
交通法規を守り、人命の尊重に徹する。
- 六 環境を美化し、公共物を愛護しよう。
公共の施設・設備を大切にし、汚さない。
- 七 日常の礼儀作法を身につけよう。
言葉使いは正しく、挨拶は明るくして、けじめある言動をする。

2 生活上の規定

- 一 午前8時20分の始業予鈴までにはHR教室に入ることができるよう登校すること。授業終了まで、定められた時間を厳守し、無断で校外に出ないこと。やむを得ず外出するときには担任の許可を得ること。(生徒手帳)
- 二 最終下校時刻は午後7時とするが、迎えを待つ場合はこの限りではない。ただし、定時制への配慮を忘れないこと。
- 三 掃除当番は全員協力して責任を果たし、終了後は挨拶をして解散することが望ましい。余裕があれば、始めの挨拶も大切なことである。
- 四 休日の校舎・校庭等の使用は、関係の先生の許可を受けること。
- 五 ガラス・その他の施設・設備を破損した場合は、直ちに担任又は部顧問および生徒指導部に届け出て、事務室へ所定の用紙を提出する。(庁用財産破損届)
- 六 遺失物・拾得物は生徒指導部へ届け出ること。生徒手帳を紛失した場合は、直ちに担任および生徒指導部に届け出て、事務室へ所定の用紙を提出する。(紛失届、生徒手帳紛失届)
- 七 アルバイトは、担任を通じて生徒指導部に届けること(アルバイト届)。また、家業の手伝いや親戚の店の手伝いについても届け出を必要とする。なお、アルバイト届記入上の注意は以下の通りである。
 - (1) アルバイト届は、保護者の同意・責任のもとに、担任を通じて生徒指導部に提出すること。
 - (2) 次の場合のいずれかに該当すること。
 - ア. 長期休暇中の1/3以内の期間、および3年生の家庭学習期間である場合。
 - イ. 家庭の経済的な事情で修学に支障がある場合。
 - ウ. 特別な事情があり、学校長が妥当と判断した場合。
 - (3) 次のすべてに該当すること。
 - ア. 未修得科目がなく、卒業に支障がないこと。
 - イ. 定期考査で欠点科目がなく、単位修得に不安がないこと。
 - ウ. 校則を守り、普段の生活や行動に問題がないこと。
 - エ. 目的が適正であること。
 - オ. 事故・災害等が生じた場合の保証責任が明確であること。
 - カ. 担任と生徒指導部の協議で、妥当と判断されること。
 - キ. 期間・時間・頻度が適当で、定期的であること。

(4) 年少者の就労に関する「労働基準法」およびそれ準ずる規則、「岐阜県青少年健全育成条例」および校則等の趣旨に基づき、次の業務や職場に該当する場合は認めない。

- ア. 危険を伴うアルバイト。
- イ. 酒類を提供する飲食等の接客にあたるアルバイト。
- ウ. 生徒が出入りを禁じられている場所でのアルバイト。
- エ. 宿泊を伴うアルバイト。
- オ. 午後10時までに帰宅することができない夜間または遠隔地でのアルバイト。
- カ. 重い責任を伴うアルバイト。

(5) 長期休暇以外のアルバイトの場合、特に次のことに注意すること。

- ア. 年度をまたいで届け出をすることはできない。新担任を通じて再度届け出をすること。
- イ. 生活状況について保護者・担任と緊密に話し合いを持つこと。
- ウ. やむを得ない場合を除き、休日に行うこと。

(6) その他

- ア. 平日のアルバイトは原則禁止である。
- イ. 考査週間、およびテ考査期間中は行わないこと。
- ウ. アルバイト中は、アルバイト届出証を携帯し、求めに応じて提示すること。
- エ. 期間終了後、すみやかにアルバイト届出証を返却し、報告書を提出すること。
- オ. アルバイトに伴う問題が発生した場合、直ちに生徒指導部に連絡すること。
- カ. 以上の条件を満たさなくなった場合、期間内でも届出を取り消すことがある。

九 飲酒・喫煙・暴力・不純異性交遊・薬物乱用など、生徒にあるまじき行為は、断じて行わないこと。

十 禁止された映画等の観覧およびパチンコ店・マージャン店・ゲームセンター・風紀上好ましくない飲食店等への出入りはしないこと。

《注意事項》

- ア 所持品には、HRと氏名を記入すること。
- イ 校内放送、および掲示によく注意すること。
- ウ 校内(授業中)および登下校中にガムをかんだり、菓子等を食べないこと。
- エ パン・牛乳等の購入は、所定の時間内にすること。
- オ 放課後教室を使用する者は終了したら、室内をよく整頓し、消灯・戸締り等を励行して下校すること。
- カ 休業日に登校するときも、制服を着用すること。ただし、部活動で登校する場合は顧問の指示に従うこと。

3 服装に関する規定

- 一 本校『服装・頭髪の規定』、『制服基準』(別記)に従うこと。
- 二 夏季の暑い期間は夏用の制服を着用する。
- 三 特別な事由で異装する場合は、HR Tに申し出て生徒指導部に届け出ること。(異装届)

4 交通安全に関する規定

(四ない運動の徹底：買わない、乗らない、免許をとらない、乗せてもらわない)

- 一 交通法規並びに交通道德を守ること。
- 二 各種自動車の運転免許証を取得しないこと。但し、特殊な事情で運転免許証を必要とする者は、学校長の裁定により取得を許可する。また、フォークリフト運転技能講習参加については、大型特殊免許は取得しないという前提で、保護者の願い出により、学校長が認める。講習会参加の時期は3年生の長期休暇に限る。
- 三 公共交通機関に恵まれない地域から通学する生徒で、最寄駅までの距離が6 km以上ある場合

には 50CC 以下の原動機付自転車に限り、通学用使用を認めることもある。但し、この裁定は
学校長が行なう。

四 自転車通学を希望する生徒は、使用届を提出すること。その際は、保険に加入し、自転車
の整備に心がけること。不十分なときは使用を中止させることもある。